

意見提出者	N T T 東日本関東病院
1. 項目	医療機関における各種文書の紙媒体による保管義務の廃止について
2. 既存の制度・規制等によって I C T 利活用が阻害されている事例・状況	<p>医療機関が電子カルテ等を導入する際、各種文書の紙媒体による保管義務が残っていることから、ICT を導入する目的の一つである業務効率化を阻害しており、医療機関における ICT 導入インセンティブを損なっている。</p> <p>例えば、電子カルテを導入しているにも関わらず、入院診療計画書や精神科退院指導計画書等、紙媒体による保存を義務付けられている文書については、電子媒体に加え紙媒体での保管が必要となり、業務効率化を阻害し ICT 化のメリットを享受できていない。</p>
3. I C T 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>紙媒体による保管義務のある各種文章の例（厚生労働省通達）</p> <p>(1) 入院診療計画書 基本診察料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（保医発 0305 第 2 号 平成 22 年 3 月 5 日）</p> <p>(2) 精神科退院指導計画書 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（保医発 0305 第 1 号 平成 22 年 3 月 5 日）</p>
4. I C T 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>医療関連法令等において、各種文書の紙媒体による文書保管義務を廃止し、医療機関における ICT 導入による医療情報の電子化を前提とした見直しを実施して頂きたい。</p>